

告示

埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト戸田店

埼玉県戸田市大字新曽字稻荷千二百一番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(一) 騒音対策について

夜間の駐車場利用については、隣接住宅の迷惑とならないよう配慮すること

(二) その他

住民説明会での合意事項について、誠意をもって対応すること

二 縦覧期間

平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター